

(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	しずおかけん しもだし 静岡県・下田市		
計画期間 実施期間	H22～H24 H22～H23	総事業費(交付金)	24,000千円(13,200千円)

### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	法律及び基本方針第一の2「農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られること」を実現するため、老朽化した用水路の更新整備により安定した農業生産・農業経営を確保し、定住人口の減少抑制を図ることを活性化計画等の目標としている。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	第3次下田市総合計画に農業基盤整備を推進する地域に位置付けられており、実施計画(平成22年度～平成24年度)においても、平成22年度における最優先事業に選定されている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地元説明会等を通じて地域住民等の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか	適	部農会において推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	農業用水施設を更新することで、定住者(農業者)の安定的な営農を確保することにより、定住人口減少の抑制を目的とする。
計画期間・実施期間は適切か	適	早期事業効果の発現が期待され、またガイドライン第四の2の(6)及び実施要綱第3の3に基づき、計画期間3年、実施期間2年は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	(実施要領)別表2 要件類別7 に従い、交付率は55%とする。なお、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	耐用年数を経過した農業用水施設の更新整備として、地域活性化を図るものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	適	施設の更新であり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしている。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	計画している施設の耐用年数は50年(取水堰)及び30年(農業用水路)である。 (「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について(H19.3.28付け18農振第1598号 最終改正H20.3.31)」における施設の標準耐用年数より)
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	同要領より「土地改良事業費用対効果分析指針」に基づき、適切に行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	上記の指針に基づき算定した結果、投資効率1.33 1.0である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	実施要綱第3及び実施要領別表2要件類別7より、事業内容、事業実施主体等については要件を満たしている。また、実施要領の運用別表より、費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意は既に得られている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	受益者は82戸であり、下田市が事業実施主体となって整備するものであり個人に対する交付ではない。また使用目的も明確であり、目的外使用は考えられない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該ちくの入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について見当されているか	適	施設規模等については、下田市及び施設の予定管理者(吉佐美・大賀茂部農会)との間で検討・確認がなされている。

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	静岡県建設資材等価格(価格実態調査を実施して設定した、公共事業における工事価格の積算に必要な建設資材等の価格)等を用い、国及び県が定める農業農村整備事業の標準積算基準に基づき積算しており、適正な事業費である。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	経済性、機能性、適合性の観点から総合的な比較検討を行い決定しており、コスト縮減を図っている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	取水堰及び農業用水路の更新で、附属施設は施工しない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品は交付対象としない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	取水堰と農業用排水路であり、設置目的から整備予定場所は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	用水敷地内に設置するため、用地はすでに確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	下田市により十分検討されており、適正な資金調達計画がなされている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	施設の管理は、吉佐美・大賀茂部農会が適正に実施する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	収支は伴わない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	合体施行ではない。

注 1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。